6次産業化の推進における 「6次産業化ロゴマーク」の使用について



農林水産省 総合食料局食品産業企画課 平成23年8月15日制定

6次産業化ロゴマーク使用規約

1 目的

- 本使用規約は、農林水産省が著作権を有する6次産業化ロゴマーク(以下「マーク」という。)を使用するに際して遵守すべき事項を定めるものです。
- 農林水産省は、マークを使用する者が本使用規約を遵守することを条件として、 マークの使用を許諾するものであり、使用者がマークを使用した場合には、本使用 規約の条件を承諾したものとみなします。

2 マークの位置づけ

- マークは、六次産業化法に関する基本方針(農林水産省告示第六百七号)に規定 される6次産業化プランナー(以下「プランナー」という。)を証明するものです。
- マークは、6次産業化の活動を積極的に推進する意思を表明するものとしての使用も可能ですが、特定の商品及び企業・団体の活動内容を保証するものではありません。

3 マークの使用方法

- プランナーは、自らの身分証に必ずマークを貼付しなければなりません。
- 国(地方公共団体等含む)、国の委託事業の契約締結者、補助事業の事業実施本体、六次産業化法に基づく認定事業者(共同申請者、促進事業者を含む)及び6次産業化の活動を推進しようとする者は、プランナーであると誤認させない範囲において、ポスター、チラシ、パンフレット、名刺、WEBサイト等にマークを使用することができます。
- マークの色及び縦・横の比率は使用者がみだりに改変することはできません。ただし、モノクロを選択することは差し支えありません。
- マークは、無償で使用することができます。

4 マークを使用する者の義務

- 使用者は、関係法規、本使用規約その他農林水産省が定める規則類を遵守するとともに、6次産業化の趣旨に反した使用がなされないように細心の注意を払う義務を負うものとします。また、マークの信用またはイメージを損なうおそれのある一切の行為を行わない義務を負うものとします。
- 使用者は、第三者がマークの著作権やその他の権利を侵害し、または侵害しよう としている事実を発見した場合は、農林水産省に通知する義務を負うものとします。
- 使用者は、マークの使用に関係する第三者との係争、審判、訴訟等については対応を農林水産省と協議して決定するものとし、係争、審判、訴訟等に要した費用(合理的な弁護士費用及び訴訟費用等を含む)は、使用者が負担するものとします。
- 使用者がマークの使用に関係して第三者に損害を与えた場合には、当該使用者が その損害について全責任を負うものとし、農林水産省、その他の第三者は一切の損 害、損失または責任を負わないものとします。

5 マーク使用の禁止事項

以下のような使用は禁止します。

- ① 募金活動と結びつけた使用
- ② 企業・団体が提供する特定の商品やサービスの品質・安全性を担保又は証明するような使用又は保証すると誤認させるような使用
- ③ 法令や公序良俗に反すると認められるような使用
- ④ その他6次産業化の趣旨に反すると認められるような使用

6 マークの不適切な使用などにあたっての措置

使用者が本使用規定、6次産業化の趣旨に反する行為や、法令や公序良俗に反する行為を行ったと農林水産省が認めた場合、必要に応じて次の措置を順次講ずることとします。

- ① 是正のための改善要求
- ② 警告
- ③ 企業名・団体名の公表
- ④ 法的措置

7 規約の改定

本使用規約は、事前の通知なく必要に応じて改訂される場合があります。